

令和3年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和3年3月16日から令和4年3月15日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻を機に長浜市に住民票を移した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ その他、長浜市が定める要件を満たす世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

補助を受けるにあたり、所定のセミナー等にご参加していただくことが必要です。

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

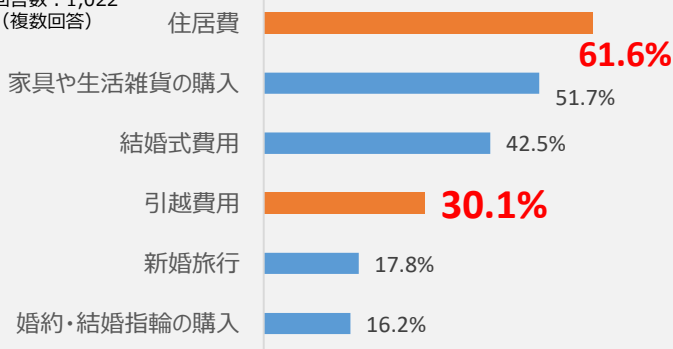
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

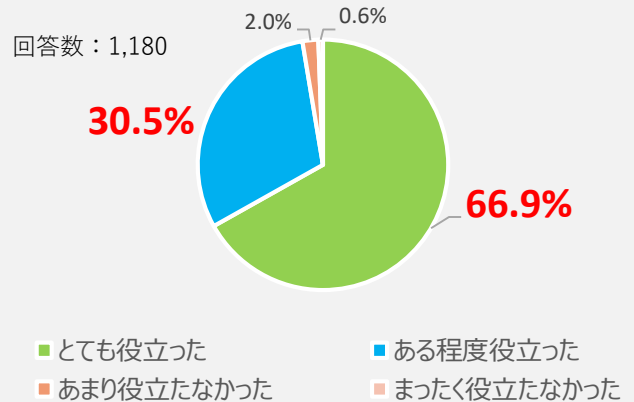
① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022
(複数回答)



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。
・引越して掛かったお金を出産費用に充てることができました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、市のホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

お問い合わせ先
長浜市総務部政策デザイン課ふるさと移住交流室
TEL:0749-65-6371

【豊郷町結婚新生活支援事業費補助金】

新婚さんの新生活を応援します

～豊郷町では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行っています～

●補助対象経費

- ①住宅取得費（住宅の購入費）
- ②住宅賃貸費（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
- ③引越費用（町内に引越した場合に引越業者・運送業者に支払った費用）

●補助金額

婚姻年月日	年齢	所得上限額	補助金額（対象経費の合計限度額）
令和3年4月1日から令和4年3月15日まで	39歳以下	400万円	30万円
令和3年4月1日から令和4年3月15日まで	29歳以下	400万円	60万円

●補助対象者

補助金を申請する時点で、次の①から⑨までに当てはまる夫婦が対象となります。

- ①令和3年4月1日から令和4年3月15日までに婚姻届を提出し、受理されていること。
- ②豊郷町内の住宅を購入・賃借する契約を締結し、購入・賃借した住宅の住所に転入（転居）届を提出していること。（住宅取得費および住宅賃貸費の補助を申請する場合）
- ③豊郷町内の住所に転入（転居）届を提出していること。（引越費用の補助を申請する場合）
- ④令和3年度（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）の夫婦の所得を合算した金額が所得上限未満であること。
※婚姻を機に離職・転職した場合は、離職・転職した翌月の収入から算出した所得の金額
※貸与型奨学金を返済している場合は、貸与型奨学金の年間返済額を所得から控除した金額
- ⑤他の公的制度による家賃扶助を受けていないこと。
- ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑦町税等を滞納していないこと。
- ⑧新婚夫婦の年齢が39歳以下であること。
- ⑨滋賀県の指定するセミナーに参加すること。

●申請期間

令和3年6月1日（火）から令和4年3月15日（火）まで

●必要書類

共通書類		豊郷町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書
		婚姻後の戸籍謄本
		申請者および配偶者の所得証明書
		申請者および配偶者の町税完納証明書・町納付金完納証明書
婚姻を機に離職または転職した場合に必要な書類		離職・転職した翌月の申請者および配偶者の給与支払明細書
貸与型奨学金を返済している場合に必要な書類		令和2年1月1日から令和2年12月31日までの返済額が分かる書類
必要書類 経費ごとに	住宅取得費	住宅の登記事項証明書
		売買契約書
		領収書
	住宅賃貸費	賃貸借契約書
		領収書
		申請者および配偶者の住宅手当支給証明書（給与所得者のみ）
引越費用	領収書	